

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年4月14日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人NPO平安京

(2) 代表者の氏名

三輪 泰司

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区浄福寺通丸太町上る中務町491番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都の礎となった平安宮遺跡の保存を広く訴え、小学生を対象とした社会科教育に、町中の新たな観光スポットとしての地域振興策に同遺跡を積極的に活用する。また、平城宮跡の保存復元の在り方とは活動を異にするが、平安宮跡のすばらしさを歴史的価値の評価も含め、土中に眠る文化を発掘し、積極的な平安宮跡のPR活動を通じ、社会教育の推進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年4月7日

(文化市民局地域自治推進室)